

福島地方水道用水供給企業団公告第5号

月館第一増圧ポンプ所ほか高圧気中開閉器修繕工事について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、福島地方水道用水供給事業会計規程(以下「会計規程」という。)第156条に基づき公告する。

令和7年6月2日

福島地方水道用水供給企業団
企業長 木 幡 浩

記

1	工事名	月館第一増圧ポンプ所ほか高圧気中開閉器修繕工事
2	工事場所	伊達市月館町月館字坊畑地内ほか
3	工事概要	月館第一増圧ポンプ所ほか3箇所に設置されている高圧気中開閉器及び高圧ケーブルの交換を実施するもの
4	契約工期	令和7年7月7日から令和8年1月9日まで(188日間)
5	予定価格	事後公表
6	最低制限価格	有
7	低入札価格調査について	
	① 調査基準価格	無
	② 失格基準価格	無
8	入札参加形態	単体企業
9	入札参加資格要件	次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、企業長による競争入札参加資格の確認を受けた者
	① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者	
	② 令和7・8年度福島地方水道用水供給企業団競争入札参加資格の認定者	
	③ 登録内容	電気の工事登録のある者
	④ 所在地区分	福島地方水道用水供給企業団を構成する市町(福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町)内に本店を有する者
	⑤ 建設業許可区分	電気工事について、特定又は一般建設業の許可を有する者
	⑥ 技術者の配置	建設業法第26条に基づく技術者等を配置できる者
	⑦ 資格総合評点	無
	⑧ 福島地方水道用水供給企業団において競争入札参加指名停止期間中でない者	
	⑨ 工事施工実績	無
10	⑩	破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産の申立て、旧和議法(大正11年法律第72号)の規定による和議開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て(ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)、又は会社法(平成17年法律第86号)の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。
	設計図書等の閲覧について	
	① 閲覧場所	福島地方水道用水供給企業団ホームページ ホームページアドレス (https://www.f-wsa.jp/)
	② 閲覧期間	令和7年6月2日(月)から令和7年7月2日(水)まで
	③ 閲覧方法	福島地方水道用水供給企業団ホームページ上にて、閲覧及びダウンロードすること。
11	④ その他	期間内に設計図書等を閲覧されない方は入札参加申請できません。
	質問について	
	① 質問方法	質問書(様式2)により、総務課契約情報係へファクスすること。
	② 質問期間	令和7年6月3日(火)から令和7年6月25日(水)午後4時まで
	③ 質問に対する回答	福島地方水道用水供給企業団ホームページに掲載する。 ホームページアドレス (https://www.f-wsa.jp/)
12	④ 回答閲覧期間	令和7年6月3日(火)から令和7年7月2日(水)まで
	入札参加資格の確認申請について	
12	① 提出書類	(ア)書類等の作成に係る費用は提出者の負担とする。

			(イ)提出された技術資料を福島地方水道用水供給企業団は無断で使用する ことができないものとする。 (ウ)提出された書類等の返却、差替えは認められない。
	i	資格確認申請書	制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式3)
	ii	施工実績	無
	iii	配置予定の技術者	無
	②	提出方法	窓口へ持参 又は 郵送 (提出期間内に必着すること。ファクス、Eメール等は不可)
	③	提出先	福島地方水道用水供給企業団 総務課契約情報係
	④	提出期間	令和7年6月3日(火)から令和7年6月17日(火)まで
13	入札参加資格の決定		令和7年6月18日(水) ただし、参加資格者は入札時まで非公表 (ア)制限付一般競争入札参加資格確認通知書は決定後郵送にて送付する。 (イ)入札参加資格がないと認められた者は、令和7年6月27日(金)までに 書面の持参により理由の説明を求めることができる。
14	入札方法について		
	①	入札方法	(ア)入札書(様式6)の記載金額は、税抜きの本体価格とする。 (イ)工事費内訳書(様式7)の記載金額は、税抜きの本体価格とする。 (ウ)入札書及び工事費内訳書は二つ折(封筒は不要)で提出すること。郵便、 電信による入札は不可とする。
	②	入札回数	2回を限度とする。
	③	入札日時	令和7年7月2日(水) 午前10時00分
	④	入札場所	福島地方水道用水供給企業団 2階 大会議室 〒960-0201 福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1
	⑤	その他	(ア)制限付一般競争入札参加資格確認通知書(様式4)(写し可)を必ず持参 すること。 (イ)競争入札心得による。(福島地方水道用水供給企業団ホームページ参照)
15	入札保証金		免除
16	契約保証金		請負代金の100分の10以上の額とし、福島地方水道用水供給企業団工事 請負契約約款(以下「約款」という。)第4条第1項各号(以下参照)に掲げる いずれかの保証を付するものとする。 第1号 契約保証金の納付 第2号 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提出 第3号 銀行等の金融機関又は前払金保証事業会社の保証 第4号 公共工事履行保証証券による保証 第5号 履行保証保険(定額填補による付保)の締結
17	支払条件・契約条項		約款による。
18	特約条項		無
19	契約書作成の要否		要
20	入札の無効		本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申 請を行った者のした入札並びに競争入札心得において示した条件等入札 に関する条件に違反した入札は、無効とする。 なお、企業長により競争入札参加資格のある旨確認された者であって も、確認の後、競争入札参加指名停止措置を受けて入札時点において競 争入札参加指名停止期間中である者等、入札時点において記9に掲げる 資格のない者のした入札は無効とする。
21	入札の中止について		(ア)入札参加者が1者の場合であっても、この入札を実施する。 (イ)本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断 されるときは入札を中止又は延期することができる。
22	問い合わせ先		福島地方水道用水供給企業団 総務課契約情報係 〒960-0201 福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1 電話：024-541-4100 ファクス：024-541-4180